平成２３年（フ）第３６号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津7378番地
サンリバティ305号室
債務者　東　　靖彦
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
山梨県富士吉田市上吉田5551番地　市営諏訪内団地４号館３号室
債務者　志宇知由子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
長野県諏訪市大字豊田836番地１　レジデンス山幸103号
債務者　大和　義明
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２５３号
滋賀県甲賀市水口町山2348番地11―101号
債務者　阿部　雅男
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１１号
鳥取県八頭郡若桜町大字高野523番地
債務者　川上　　守
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０号
島根県出雲市小山町260番地45
債務者　西尾美紀子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第２７号
広島県廿日市市阿品台東３番７―203号
債務者　長岡　隆二
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０９号
広島市安佐南区中須１丁目46番18―102号
債務者　木村佳代子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２３号
広島市佐伯区五日市中央１丁目11番12号
債務者　北辰みさき（旧姓濱元）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４３号
広島市中区江波本町16番３号
債務者　江村高代こと　朴　　高代
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８８号
広島市安佐北区可部南２丁目４番20―403号
債務者　中村　隆広
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３１号
広島市安佐北区三入７丁目５番13号
債務者　天野　由果
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５１号
広島市西区井口台１丁目12番33―103号
債務者　伊達　和幸
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５２号
広島市西区井口台１丁目12番33―103号
債務者　伊達　由美
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７００号
広島市安佐南区西原４丁目17番１号
債務者　竹尾　　弘
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７号
高知県吾川郡いの町清水下分1184番地
債務者　西村　浩行
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７７号
高知市薊野北町３丁目16番35―７号　ブライトテラスあざみ野102
債務者　城山さつき
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８０号
高知市中宝永町６番３号　福島ビル305
債務者　丁子八重子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高知地方裁判所破産係